

2015 年度 事業計画書

公益財団法人 笹川記念保健協力財団

【公益目的事業 1】

本事業では、ハンセン病活動の順調な進捗を目指し世界レベルでのハンセン病問題の意識を高揚する公益財団法人日本財団に対し、当財団はその動きを現実のものとするための取り組みを、ハンセン病当事者主体を重要な方針として進める。

〔事業の概要について〕

本疾患対策は、生物学的疾患としてのハンセン病制圧活動、偏見と差別の払しょくと患者・回復者の人権回復を目指した広報啓発活動、ならびに回復者およびその家族の尊厳ある自立を目指した包括的エンパワメントの一環としての患者・回復者・家族の自立支援活動からなる。2015 年度事業は、2014 年度に引き続き、2013 年 7 月に開催された日本財団/WHO-GLP 共催国際ハンセン病サミットのバンコク宣言に焦点をあて、Leprosy-Free World(ハンセン病が問題とならない社会)を目指して、以下の事業を行う。

【1】ハンセン病制圧活動事業

(1)ハンセン病制圧活動

- ・問題地域における革新的アプローチによる活動

ハンセン病制圧活動は縮小傾向をたどり、患者数が増加、制圧レベルを超える地域も出現している。こうした地域では、精力的かつ革新的なアプローチによる取り組みが必要である。そこで、ネパールやフィリピン等で、特に問題が大きい地域において、これまでの経験から学び、当該地域の問題の特徴を十分考慮した新たな手法により、ハンセン病問題の解決を図る。

- ・回復者のハンセン病サービスへの参加促進

当財団は 2000 年代後半、回復者はハンセン病支援の受け手からサービスの担い手となる可能性を秘めていると提言してきた。その成果は 2011 年の WHO「ハンセン病サービスへの回復者の参加促進ガイドライン」につながった。2014 年度よりハンセン病サービスへの回復者の積極的参加を促進することを事業の中核の一つととらえ、各国での取り組みを支援すると共に、参加促進を加速するための情報収集を開始している。2015 年度は、これを継続強化することにより、ハンセン病サービスの質と量の維持保持と共に、回復者エンパワメントを通じて、ハンセン病の持つイメージの変化を起こすことを目指し、回復者がハンセン病サービスに積極的に参加する事例の収集と分析等の活動を支援する。

【2】ハンセン病広報啓発活動事業

(1)ハンセン病広報啓発活動

ハンセン病制圧という大きな目標を達成した大多数の国や地域では、ハンセン病はすでに過去の病気と考えられ、関心を持つ人々も減少している。その結果、重要な記録が破棄され、ハンセン病に関する論文発表の場も急減している。そこでハンセン病学術誌の制作および無償配布を支援すると共に、歴史保存ワークショップの開催ならびにハンセン病の歴史研究の発表の場を提供する等し、過去の記録、記憶の持つ意味とその保存への関心を高める啓発を行う。

また偏見と差別の長い歴史を持ち、近年では、その後不当であったと判断された隔離政策がとられたハンセン病問題からの貴重な学びを将来に継承するため、回復者の視点を尊重しつつ、歴史学者、アーキビスト、医療従事者、社会学者等の専門家の参画を得て、歴史を保存する取り組みを支

援する。歴史保存を地域レベルで深化させることなく、世界レベルで共有するため、国際ハンセン病学会世界ハンセン病歴史プロジェクト (ILA GPL) のウェブサイト (<http://www.leprosyhistory.org/>) を再デザインし、使いやすく魅力的なものにすると同時に、各国の歴史サイトともリンクし、世界的に歴史保存に対する関心を高める。

さらには、首都圏や全国のハンセン病療養所周辺都市を中心として、世界のハンセン病の状況について知ってもらうためのセミナー、シンポジウムや講演会を開催し、ハンセン病問題への理解者と協力者を増やすための一環とする。

(2) ニュースレターの制作・発行 (英文 6,000 部、隔月発行)

2003 年より、WHO ハンセン病制圧特別大使のメッセージ、フィールド活動の様子等、世界で起きているハンセン病問題解決に向けた最新情報を掲載した「WHO Goodwill Ambassador's Newsletter for the Elimination of Leprosy (WHO ハンセン病制圧特別大使ニュースレター)」を隔月で制作し、約 3,200 の省庁・機関・個人に配布している。また、本ニュースレターをインターネット上に公開し、Eメール配信もしている。

(3) ハンセン病と人権に関わる活動

2015 年度は、(1) および (2) の活動に集中するため、本活動は状況に応じた実施とする。

【3】ハンセン病患者・回復者・家族の自立支援事業

(1) 関係諸機関との企画調整および技術協力

事業の効率かつ適切な運営のために、各国政府機関、WHO 等の関係諸機関と協議し、ハンセン病対策事業に係る情報交換・企画調整、ハンセン病担当官会議出席、国際ハンセン病関連会議出席、日本人専門家による現地技術協力を支援する。

(2) 回復者ネットワーク強化

多くの国で、回復者団体が担う役割が増大し、期待されている現在、回復者団体のエンパワメントが必要不可欠である。当財団は、多くの関係諸機関・団体との関係を強化しつつ回復者団体がそれぞれの社会の中で確固たる基盤を築き、持続可能な発展を行えるよう、エチオピア、中国、インドネシア、ミャンマー、コロンビア、フィリピンにて、回復者団体の基盤強化、関係諸機関との関係強化活動を支援する。

(3) 自立活動支援

当財団は 2010 年頃から、障がい者グループ等と連携した地域に根差した包括的自立支援を開始し、回復者やその家族の経済自立と教育支援を行い、成果を挙げてきた。(例: バングラデシュ、ネパール、ベトナム) 2015 年度は、これまでの成果をもとに、持続可能な回復者の声が反映される地域社会構築のモデル作り、ならびに当事者自立支援を、ネパール、インドネシア、ベトナム、バングラデシュ、エチオピア、中国、フィリピン等で行う。

(4) 障がいの予防及び治療

ハンセン病の偏見や差別につながる後遺障がいは、適切なセルフケアによって予防することができる。2015 年度も、回復者支援団体の他、回復者団体自身の行うセルフケアトレーニングなどの障がいの予防及び治療活動を、中国、エチオピア、ネパール等で支援する。なお、本活動は、前出【1】

(1) 回復者のハンセン病サービスへの参加促進の一分野として実施する。

【公益目的事業 2】

本事業では、疾病/外傷などの治癒過程と共に、近年、重要視されている病者の尊厳、特に死に到る過程における病人とその家族へのケアを扱う。10 年来行ってきたホスピス緩和ケアに関する事業は、フォローアップ、新規展開を試行すると共に、急激な高齢社会化を踏まえ、在宅医療の一環を担う看護師の人材育成を行う。

〔事業の概要について〕

1950年代以降、病を治し病気から解放するという考えから、治癒が望めない生命を脅かす病気の患者に対しては、その死に行く過程を理解し、全人的な対応をしていく必要があるという考え方が、世界の医療者、宗教者等の間で育ってきた。日本では、1981年に最初のホスピスが設立されて以降、がんやエイズ対策に関連した法律の整備と共に、ホスピス緩和ケア充実を望む社会の大きな動きが起こってきた。こうした社会の動きを受け、当財団では1998年よりホスピス緩和ケアの推進を実施している。

現在、日本の医療保険制度がカバーするホスピス緩和ケアの対象者は、がんやエイズ患者に限られている。しかし、2002年のWHOの緩和ケアの定義によれば、「緩和ケアとは、生命を脅かす病気に伴う問題を抱える患者と家族に対して、痛みやその他の身体的問題、心理社会的問題、スピリチュアルな問題を早期に発見し、的確なアセスメントと対処(治療・処置)を行うことによって、苦しみを予防し、和らげることで、生活の質を改善すること」である。また、医療の進歩は人の自然な死の過程を妨げるとも言われており、高齢者に対する緩和ケアの必要性が叫ばれている。当財団では、ホスピス緩和ケアの対象をあらゆる病に向き合う人と認識し、いつでも、どこでも、必要とする全ての人に質の高いケアを提供できる環境を実現するため、ホスピス緩和ケアの推進と質の向上を目指すための活動・支援を行う。

また、急速な高齢化により、医療施設以外における地域包括的な在宅医療が求められている。

当財団は2014年度より、その担い手としての看護師を養成し、地域に根差したプライマリヘルスケアを提供できる事業所網の構築を進めている。

【1】研究助成事業

本事業は助成事業の企画、審査、及び新規事業の検討会や研究助成受領者の報告会を行う。国内外の学会、研究会への参加、ホスピス緩和ケア分野の課題、必要な支援等について情報を収集する。

(1) ホスピス緩和ケアに関する研究助成

ホスピス緩和ケア推進と質の向上を目指した研究プロジェクトを助成する。在宅・地域における緩和ケアを含んだ研究に重点を置いていく。

(2) 人材育成

- ・ホスピス緩和ケアドクター研修(1年間、ホスピス緩和ケア施設等)
- ・看護師に対する奨学金支援(1年間、国内の大学院)

(3) 海外研修

- ・看護師に対する奨学金支援(1年間、海外の大学院)

【2】 ネットワーク支援事業

「ホスピス緩和ケアドクター研修」修了者、および公益財団法人日本財団が支援する「緩和ケア/訪問看護認定看護師教育課程」、公益社団法人日本看護協会・当財団主催の「ナースのためのホスピス緩和ケア研修」修了者等を対象に、情報交換会や研修会を開催し、自己啓発・研鑽の機会を提供する。

- ・日本財団ホスピスナースネットワーク会員に対する支援
- ・ホスピスドクター研修ネットワーク会員に対する支援

【3】 啓発支援事業

(1) 研究会の開催や地域で一般市民を対象とした啓発活動への支援を通して、ホスピス緩和ケアの正しい知識と情報を広める。

(2) DVD の一般向け貸出活動、いのちの大切さを伝える活動をする。

【4】 寮貸与事業

当財団所有の不動産「ピースドミトリー」(東京都清瀬市/4階建て27個室)の土地・建物を、日本社会事業大学の聴覚障がいを持つ学生への支援の一環として、同大学女子寮として無償貸与を行う。

【5】 在宅看護・地域医療事業

厚生労働省の提唱する「地域包括ケアシステム」等、高齢化率(65歳以上25.1%、75歳以上12.3% 総務省「人口推計」2013年10月1日)の更なる上昇もあり、地域での保健医療サービス体制整備は喫緊である。当財団は、過去10数年のホスピス緩和ケア看護研修の経験をもとに、地域の保健活動のハブとなりうる在宅看護センターを開設運営できる看護師の育成を行う。

2014年度より開始した「日本財団在宅看護センター」起業家育成事業は、初年度8ヵ月の研修期間を終えた全国から集まった17名の第一期生を世に送り出し、第一期生は各々の地域で各自の「在宅看護センター」の開設を進めている。

2015年度は、第二期生の研修事業を企画運営すると同時に、第一期生の事業所開設に向けての側面的なサポートを行う。

【公益目的事業 3】

公衆衛生向上のための調査研究、人材育成、および国際的組織等との連絡・調整・連携の促進を図っていく。

〔事業の概要について〕

本事業においては、ハンセン病以外の健康関連、特に公衆衛生分野のプロジェクトを推進する。1990年から2001年の間に実施したチェルノブイリ原発事故の医療協力や、25年に亘り関与してきた日中笹川医学学術交流支援があり、2015年度もこれまでの成果の保持と共に、これらを基盤とする国際機関や諸外国関係組織との連携を促進する。

さらに世界の公衆衛生分野に貢献した個人や団体への顕彰、アジアにおける薬学分野の貢献者の顕彰も引き続き行うことにより、グローバルな視点から保健医療面を介した地域社会への貢献、および国際機関等関係者との連絡・調整を図りつつ、当財団および公益財団法人日本財団の活動の周知広報につなげることとする。

【1】公衆衛生向上のための調査研究・企画調整・技術協力・表彰事業

(1) 公衆衛生向上のための支援事業

国連ミレニアム開発目標がほぼ保健問題に集約されているように、世界の平和と安全は人々が健康であることが基礎的要素となっている。本事業では、公衆衛生向上の観点から、疾患対策のための調査や研究支援も視野に入れ、開発途上国における医療協力実施のため専門家を派遣する。またこれらを通じて、中国を含む開発途上国やある国の地域における公衆衛生向上や能力強化、医学分野の推進、ならびに啓発活動を実践していくと共に、WHO等国際機関との協力連携の強化を図っていく。

また、福島第一原発事故を事例とする特殊災害、アジア地域における保健医療問題等に対応できるグローバルな人材の育成強化を行う。

さらに、災害時の緊急保健医療・福祉の観点から、福島第一原発事故により影響を受けた住民に対する放射線、健康リスクに対する正しい知識の啓発と情報発信のため、チェルノブイリ事業や放射線等に関係する国内外の専門家による助言を行い、復興支援の一助としたい。

(2) 日中笹川医学学術交流支援事業

1987年から実施してきた本事業は、2015年度は公益財団法人日中医学協会と協力し、日中笹川医学奨学金制度の側面的支援を行う。

(3) チェルノブイリ関連共同研究事業

1990年から2001年まで実施したチェルノブイリ医療協力の成果を基盤として、国際機関や諸外国との共同研究事業を行う。現在、米国のNational Cancer Institute等と連携し進めている「チェルノブイリ甲状腺組織バンク (Chernobyl Tissue Bank)」は、スタート時より世界で唯一のデータで、東日本大震災後、世界的な関心が高まるだけでなく、日本国と国民にとっても貴重なものとなっている。本組織バンクの活動運営への支援を実施する。

(4)WHO 笹川健康賞事業

「WHO 笹川健康賞」は、1984年にWHOが、毎年世界各国の保健衛生分野で特にプライマリヘルスケアの向上に著しい功績をあげた団体、または個人を顕彰し、さらなる貢献を奨励するために創設された賞である。受賞者は、毎年1月にWHOで開かれる笹川健康賞選考委員会において選考され、例年5月に行われるWHO世界保健総会の席上で、記念のトロフィーと共に賞金が受賞者に贈られる。現在までの受賞者は、各国の事情に沿ったかたちで活動を推進しており、公衆衛生向上のために寄与している。2015年度は、団体1件(ポーランド)の受賞者が決定している。

(5)FAPA(アジア薬剤師会連合)石館賞事業

「FAPA 石館賞」は、アジアの国々の公衆衛生向上のために、当財団初代理事長である石館守三東京大学名誉教授から当財団に対し寄附された寄附金から、アジア薬剤師連合会において薬剤業務、研究、教育を通じて人類の保健・医療に顕著な貢献をしたアジアの薬剤師等を顕彰するために創設された賞である。受賞者には、メダルと副賞が贈られる。表彰式は2年毎に開催され、2015年度の実施はない。

以上